



下水道使用料の減免

平成22年4月1日より、下水道使用料を改定(引き上げ)します。

改定に伴う緩和措置として、低所得世帯の負担軽減を図るために、**町民税非課税(世帯構成員全員 世帯)**については、申請いただくことにより、平成22年7月納期分から平成23年6月納期分限り、基本使用料の改定額分(増額分の2カ月あたり300円、最大で1年間800円)を減免します。

▼条件 平成22年3月31日以前から継続して下水道を使用しており、世帯構成員全員が町民税非課税である使用者

▼減免額 2カ月あたりの基本使用料千700円のうち300円を減免します

▼減免期間 減免の対象期間は、申請のあった日以降の最も近い下水道使用料の徴収分から減免します。

申請が遅れると、1年間分、減免が受けられない場合がありますのでご注意ください



平成22年度固定資産の縦覧・閲覧

●固定資産の縦覧制度とは

町内に固定資産を所有する納税者は「土地・家屋等価格縦覧制帳簿」により、他の土地や家屋と自己の資産の価格(評価額)を比較することができ

▼縦覧期間・時間

4月1日(休)～5月31日(月) 午前8時30分～午後5時15分(土・日、祝日は除く)

▼縦覧場所 税務グループ

▼必要なもの 納税通知書、免許証など本人確認ができるもの、代理人の場合は委任状

◎固定資産の閲覧とは

所有者本人の資産について、縦覧期間中は固定資産課税台帳(名寄帳)を無料で閲覧できます。

▼必要なもの 本人確認に必要な書類(運転免許証、パスポート、住基カードなど)、代理人の場合は委任状
※固定資産税の納税義務者で、平成21年中に地目の変更や家

▼申請方法 下水道使用料減免申請書を役場第2庁舎1階の下水道グループへ提出してください。申請書は下水道グループに備え付けています。申請には、印鑑(認印)が必要です

※申請内容の確認のため、必要に応じ使用者及び同一世帯の方の町民税課税状況についての調査があります。

※平成22年1月2日以降に播磨町へ転入した方は、前住所地の平成21年分非課税証明書(世帯全員)の添付が必要です。

▼受付期間 4月1日から受け付けます(郵送可)

▼結果 6月以降に通知します

▼問合せ 下水道グループ 079(435)2373

▼試験日 4月22日(休)
▼受付期間 4月5日(月)～16



学校栄養士の募集

嘱託職員を募集します。

▼応募資格 栄養士免許を有する人

▼募集人員 1人

▼試験日 4月22日(休)

▼受付期間 4月5日(月)～16

屋の新増築など特別の事情があり、固定資産課税台帳に登録された価格に不服がある場合は、町長が評価額を公示した日(3月31日)から納税通知書の交付を受けた日後60日までに、固定資産評価審査委員会に審査の申し出ができます。

猫の引き取り

▼日時 4月5日(月) 午前9時～10時40分

※前記以外の日時では、引き取りできませんので、ご注意ください。

▼場所 健康安全グループ

▼引取手数料 千700円(生後91日以上は1匹、生後90日以内は1回につき10匹まで)

▼問合せ 健康安全グループ 079(435)2721

加古川公共職業安定所

2010 JOBフェア in 播磨

東播磨・北播磨新規大学等卒業予定者就職面接相談会

ハローワーク加古川・明石・西脇では、管内の事業所40社(予定)の出席により就

北部子育て支援センター

親子ふれあい講座

元気に1! 2! 遊びましょう

楽しいリズムにのって、みんなと一緒に思いきり体を動かして遊びましょう。

- ▶日時 4月22日(木) 10:00～11:15
- ▶場所 北部子育て支援センター
- ▶対象 1～2歳の幼児と保護者 先着30組
- ▶講師 中安 正子氏 (親子遊びげんきっ子ランド主宰)
- ▶持ち物 バスタオル、お茶、汗ふきタオル、着替え
- ▶申込み・問合せ 4月1日(木)9時から北部子育て支援センターで受け付けます(電話も可) 078(944)0717 ※駐車場が少ないので、徒歩か自転車でお越しください。



北部子育て支援センター「ニコニコの森支援センター」は、外壁塗装工事でお化粧をおしをしました。きれいになって、屋根の風見鶏も喜んでいきます。みんなで遊びに来てくださいね。

日(土、日曜日を除く)
▼問合せ 詳しくは、教育総務グループで配布する募集要項をご覧ください 教育総務グループ 079(435)0533



NHK学園

平成22年度生徒募集

NHK学園では、通信制の高等学校「普通科」の生徒を募集しています。
▼名称 広域通信・単位制高等学校 普通科
▼概要 全国どこからでも入学可能。NHKのテレビ・ラジオの放送を利用した特色のある教育課程で、3年間で高校卒業資格を取得できます。登校は月に1～2回
▼履修年数 3年(ただし、転編入あり)

▼問合せ

加古川市防災センター 079(423)0119

加古川市防災センター

応急手当普及員再講習会

AEDを使用した心肺蘇生法の基礎知識や技能の習得と導方法の講習会です。
▼日時 5月15日(出) 午前9時30分～12時30分

▼場所

加古川市防災センター

▼対象 平成19年度に応急手当普及員の資格を取得したか再講習を受講した人

▼申込み 5月1日(出)、午前9時から電話で受け付けます。

※月曜日、祝日及び5月6日は受け付けできません。

▼問合せ

加古川市防災センター 078(423)0119

NPO法人ひょうご被害者支援センター

被害者支援のご案内

当センターは、専門的な知識を有する有識者で構成し、兵庫県公安委員会から犯罪被害者等早期援助団体の指定を受けています。警察との緊密な連携のもと、付き添い支援、裁判の代理傍聴などの支援活動をを行うことができます。

●電話相談

祝日を除く火、水、金、土曜日 午前10時～午後4時

●面接相談(要予約)

・法律相談 第2、4金曜日 午後1時～4時(弁護士による法律相談)

・心理相談 随時(臨床心理士によるカウンセリング)

▼相談・予約・問合せ

NPO法人ひょうご被害者支援センター 078(367)7833

5月から 気象警報・注意報が 市町村ごとに 発表されます

気象庁は、平成22年5月(予定)から、気象警報・注意報を原則として市町村を対象として発表します。市町村ごとに発表するのは、住民の方々が警戒の対象となっていることを明確に認識していただくことができるように変更されるものです。なお、テレビやラジオによる放送は、従来どおり地域の名称(例、播磨南東部)を用いて警戒を要する地域をお知らせすることがありますのでご注意ください。